



冷蔵倉庫寄託約款

第1章 総 则

(本約款の適用)

第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

第2条 当会社の営業時間は、午前 時から午後 時までとする。

2 当会社の休業日は、営業地慣行の休日とする。

3 前2項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

(庫入、庫出その他の作業)

第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当会社が行う。

ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

(書面による意思表示)

第4条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知、催告)

第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、連絡なく当会社に通知しなければならない。

2 当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。

(業務上受領する金銭の利息)

第6条 当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付ける。

第2章 寄託の引受及び受寄物の入库

(寄託引受の制限)

第7条 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

① 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。

② 当該貨物が危険貨物、要質物又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な他の保管に適しない貨物と認められるとき。

③ 当該貨物の保管に関する規則がないとき。

④ 当該貨物の保管に過度の負担を求めるに至ったとき。

⑤ 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

⑥ その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第8条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

① 貨物の種類、品質、数量及び運送の種類、個数並びに記号

② 寄託者の住所及び氏名又は名称

③ 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

④ 保管方法を定めたときは、その旨

⑤ 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

2 当会社が寄託申込前に貨物送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を受けたときは、寄託者が当該貨物を送致を受けた日の付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

3 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(貨物の引渡し)

第9条 当会社が寄託の申込を承認したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2 当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入库通知書を交付する。

(寄託引受の取消及び寄託契約の解除)

第10条 当会社が寄託の申込を承認し又は寄託の申込を承認した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承認を取り消し又は契約を解除することができる。

① 第7条各号の1に該当することが明らかになったとき。

② 前条第1項に該当する事由が生じたものとみだら。

③ 该当貨物の価額がその保管料料との他の費用に満たなくなつたとき。

④ 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

2 寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、運賃なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならぬ。

3 当会社は、第1項により承認の取消又は契約の解除をしたことにによる損害については、責任を負わない。

(受寄物の検査)

第11条 当会社は、入库に当り又は受寄の後に、寄託者の承認を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承認を求めるいとまのないときは、この限りでない。

第3章 証券、証書及び通帳

(証書又は通帳の交付)

第12条 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証書(以下「証書」という)又は保管貨物通帳(以下「通帳」という)を交付することとする。

2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

(保管方法)

第13条 当会社は、受寄物を入库当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

2 当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入库当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(容積建保管)

第14条 当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、受寄物の種類を限定し、冷蔵室の全部又は一部を区画して当該寄託者のために容積建保管をすることができる。この場合において提出すべき寄託

申込書には受寄物の数量及び個数を記載することを要しない。

2 前項の場合において、当会社が受寄物の庫入庫出しに際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、それらの不足により生じた損害については、第8条第3項の規定を準用する。

(再寄託)

第15条 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができます。

(混合保管)

第16条 当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混合保管することができます。

2 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

3 前項の規定は、寄託者の一人が自己的寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第17条 受寄物の保管期間は、3ヶ月とし、受寄物を入库した日から起算する。

2 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならぬ。

3 第1項の保管期間は、特約により別に定めることができる。

(寄託価額の変更)

第18条 寄託者が寄託物の価額(以下「寄託価額」という)を申し出た場合において、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、運賃なく寄託の変更を申し出なければならない。

2 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ相当と認められる価額に変更することとする。

(保管不適貨物の処置)

第19条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に對して、相当の期間を定めて適宜の処置をすよう催告することができる。この場合、寄託者は、運賃なく処置をしなければならない。

① 受寄物が保管に適しなくなつたと認められるとき。

② 受寄物が保管するに際して危険物となるとき。

③ 受寄物の保管に過度の負担を求めるに至ったとき。

④ 受寄物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

5 その他やむを得ない事由があるとき。

(保管不適貨物の処置)

第20条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2 寄託者が仓库又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

3 その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

2 寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとときは又は催告をするにまぎないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の処置をとることができる。

3 前2項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(保管不適貨物の処置)

第21条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(見本の提出、寄託物の点検、保存)

第22条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(火災保険の付保)

第23条 当会社は、受寄物について、寄託者がその寄託価額を明示し、火災保険を補償することを委託したときは、寄託者のために、当会社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物に付けることとする。

2 前項による受寄物の火災保険によりん補される損害は、反対の意思がない限り火災による冷蔵(庫)装置又は設備の破壊やため生じた損害以外の火災による損害とし、その他受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会社(再寄託した受寄物については、その再寄託を受ける倉庫業者をいう。以下第33条まで同じ。)と保険者の特約による。

3 当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

(火災保険料の負担)

第24条 当会社が前条により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価格とする。

2 火災保険に付いた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害代ん補額の決定)

第25条 寄託者が見本の提出、寄託物が火災に遭った場合に、リヤ当時の価格及び運賃をもとに算出する。

2 前項の決定をするにあたって、寄託者が異議があつて保険者と協議することができる。

3 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(火災保険料の支払)

第26条 寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

2 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(火災保険料の支払)

第27条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(火災保険料の支払)

第28条 寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

2 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(火災保険料の支払)

第29条 寄託者が見本の提出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。